

適切な森林の整備・保全と持続可能な木材利用 の推進に向けて

一般社団法人 日本林業協会
会長 島田 泰助

1. 森林の有する多面的機能

■ 森林の有する多面的機能

森林の多面的機能は、一部の貨幣評価できるものだけでも年間70兆円。

土砂災害防止／土壌保全

- ・表面侵食防止【28.3兆円】
- ・表層崩壊防止【8.4兆円】等



水源涵養

- ・洪水緩和【6.5兆円】
- ・水資源貯留【8.7兆円】
- ・水質浄化【14.6兆円】等



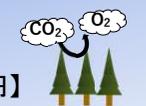
保健・レクリエーション

- ・保養【2.3兆円】
- ・行楽、スポーツ、療養



地球環境保全

- ・二酸化炭素吸収【1.2兆円】
- ・化石燃料代替エネルギー【0.2兆円】



物質生産

- ・木材（建築材、燃料材等）
- ・食料（きのこ、山菜等）等



生物多様性保全

- ・遺伝子保全
- ・生物種保全
- ・生態系保全



快適環境形成

- ・気候緩和
- ・大気浄化
- ・快適生活環境形成



文化

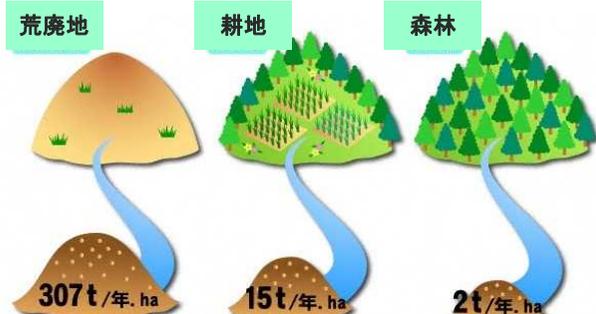
- ・景観、風致
- ・教育
- ・宗教、祭礼
- ・芸術
- ・伝統文化
- ・地域の多様性



資料：日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的機能の評価について」及び同関連付属資料（平成13年11月）

注：【】内の金額は、森林の多面的機能のうち、物理的な機能を中心に貨幣評価が可能な一部の機能について評価（年間）したものの、いずれの評価方法も、一定の仮定の範囲においての数字であり、その適用に当たっては注意が必要。

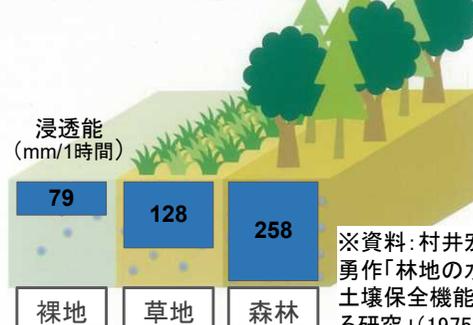
▶ 森林の国土保全機能（流出土砂量の比較）



※資料：丸山岩三「森林水文」実践林業大学（1970）

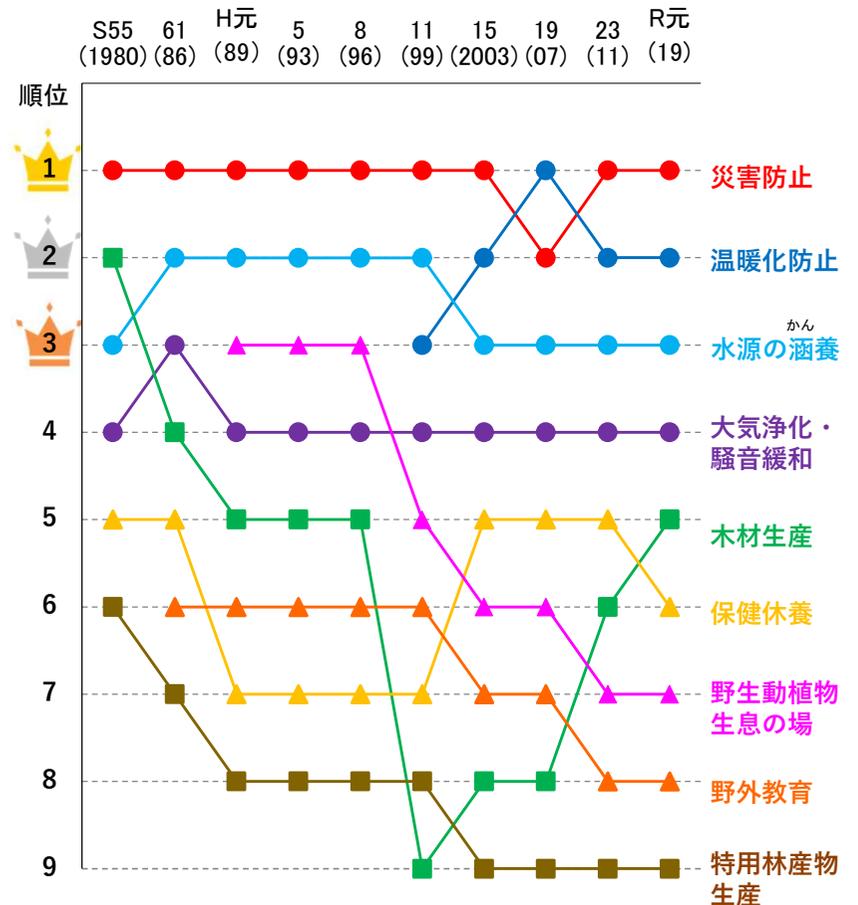
▶ 森林の水源涵養機能

（水資源貯留機能の比較）



※資料：村井宏・岩崎勇作「林地の水及び土壌保全機能に関する研究」（1975）

■ 国民が期待する森林の働き



資料：総理府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年）、「内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成15年、平成19年、平成23年、令和元年）

注1：回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答。

注2：選択肢は、特にない、わからない、その他を除いて記載。

2. 森林資源の循環利用によるグリーン成長の実現

森林・林業基本計画に掲げる
「グリーン成長」の基本的な考え方（イメージ）



2030年度2.7%目標達成
2050年カーボンニュートラルに貢献

地球にやさしい

- 吸収能力の高い若い森林の増加
- 木材利用による炭素の貯蔵効果、省エネ効果、化石燃料代替効果

→ 2050年カーボンニュートラルに貢献



森林にやさしい

- 適正な利用により放置されず森林の手入れが進む
- 生物多様性保全、地球温暖化防止等の森林の多面的機能の発揮

地方・人にやさしい

- 林業活動を通じた雇用・経済効果 → 地方創生
- 木材利用 → 快適な空間の形成

3. 森林の有する多面的機能の発揮に向けて

① 適切な森林の整備・保全

- 広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等による多様な森林づくりの推進や、伐採後の確実な再造林を実施。



長伐期林



針広混交林

- 森林生態系の保全及び復元、希少な森林生態系の保護管理を実施。また、公益的機能の発揮が特に期待される森林を保安林として指定し、適切な管理を実施。
- 森林所有者等による森林の経営や管理が適切に進むよう取り組むとともに、森林所有者が自ら経営や管理ができない森林は、市町村が主体となった経営や管理を実施。

② 持続可能な木材利用

- 林業・木材産業の低コスト化や中高層建築物等における木材利用、新素材の開発等により、国内の森林資源の持続的な有効活用を図る。



都市の木造化 (Port Plus[®], HULIC&NewGINZA8[®])

資料：林野庁「高層ビル木造事例集」



改質リグニンを用いた試作品
(自動車ステアリングの樹脂)

写真:株式会社天童木工、物質・材料研究機構、豊田合成株式会社



セルロースナノファイバーを用いた製品
(外壁フェンスの塗料)

写真:玄々化学工業株式会社

木材のマテリアル利用

- 合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、クリーンウッド法に基づく制度の普及を実施。
- 消費者等の理解を醸成し、木材を持続的な形で利用する企業等へのESG投資にもつながるよう、「木づかい運動」や「木育」等を推進。

4. 持続可能な木材利用に向けて

■ 改正クリーンウッド法の概要（令和7年春施行予定）

（1）川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

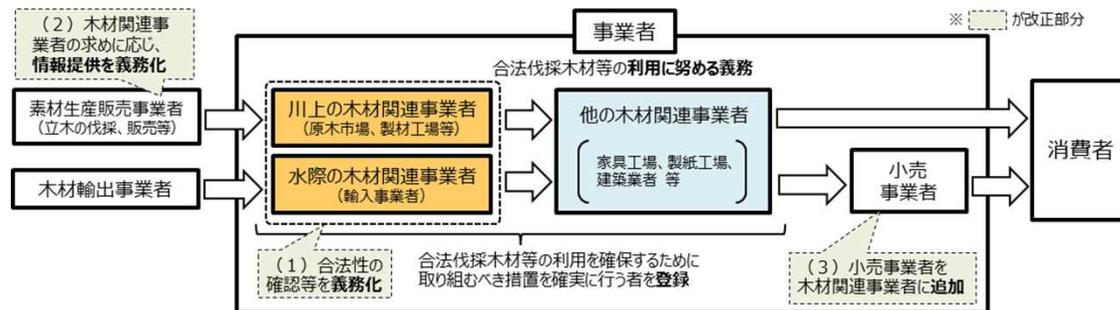
- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、川上・水際の木材関連事業者に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①原材料情報の収集、合法性の確認、②記録の作成・保存、③情報の伝達を義務付け。

（2）素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

- （1）で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、素材生産販売事業者に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、伐採届等の情報提供を行うことを義務付け。

（3）小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、小売事業者を木材関連事業者に追加し、登録を受けられることができるよう措置。



⇒ これらの措置により、違法伐採及び違法伐採に係る木材等の流通を抑制し、合法性が確認された木材が広く流通することを目指す。

■ G7 広島サミットで採択された成果文書

○ G7 広島首脳コミュニケ（抜粋）

【パラ24（環境）・部分】

我々は、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し反転させるというコミットメントを改めて表明し、森林をはじめとする陸域生態系の保全及びその回復を加速させるとともに、持続可能なバリューチェーン及びサプライチェーンを支援し、持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする。

○ G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケ（抜粋）

【森林及び土地劣化(パラ10)】

我々は、ネット・ゼロで、気候変動に対し強靱で、循環型で、ネイチャーポジティブな経済の実現に向けて、森林をはじめとする陸域生態系の保全とその回復を加速させるとともに、違法伐採対策を含む持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットし、また、持続可能な森林経営と木材利用の促進のために、国連食糧農業機関、国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関等の関連国際機関と協働する。

【建築物(パラ82)】

また、我々は、ライフサイクルを考慮した建物設計や、建物の改修・建設における循環性の考慮によって、木材を含む持続可能な低炭素材料や最終用途の機器の使用を向上させることや、従来型材料の生産を脱炭素化することが重要であると認識する。

○ G7 都市大臣会合コミュニケ（抜粋）

【建築物（パラ20）】

我々は、例えば、木材を含む持続可能な低炭素材料の使用や、冷暖房システムの脱炭素化、再生可能エネルギーを創出するための屋上への太陽光パネルの設置、屋上や壁面、その他空間の緑化、建築材料の循環、放置された建築物の活用や再生等の、より伝統的な手法から革新的な先端技術に至る様々な解決策の必要性を強調する。

5. 国産材の安定供給体制の構築に向けた「共同行動宣言」

時代の要請に応える国産材の安定供給体制の構築に向けて (共同行動宣言2022)

記

昨年来のいわゆるウッドショックに端を発し、国内において木材需給の逼迫が続いている状況に加え、今般のウクライナ情勢の影響により世界の木材需給がさらに不安定な要素を有してきていることにかんがみ、木材の経済安全保障の観点から国産材製品への転換を促進するとともにこれに応える国産材の安定供給体制の構築が必要となっている。

一方、国際的にはCOP26での共同宣言において、「2030年までに途上国での持続可能でない木材の伐採を無くすることへの取組」が100カ国以上の国々により採択されるなど、森林の持続性の確保が木材利用の前提とされてくる中、我が国においては長く続いている山元立木価格の低迷から森林所有者の経営意欲の喪失が進み、主伐後の再造林が放棄される等の深刻な事態が生じており、国産材利用に当たっては持続性の確保された木材以外は使わないという方向へのシフトを図ること及びそれを支えるための持続性の確保された国産材原木・製品の安定的な供給体制の整備が急務となっている。

こうした状況に対処していくには、山側による原木の増産、再造林の実行体制の確保とともに、それを支える国産材製品への需要側の取組が必要であり、このためにはお互いが強い信頼関係の下、供給者と需要者が一体となった取組を構築していくことが求められている。

2021年10月に施行された都市（まち）の木造化推進法を背景として、木材利用促進本部等による対策が始まり国産材の活用に向けての動きが国民全体に広まろうとしている状況の下、長きにわたり低迷し、持続性の確保に影を落としていた国産材価格の水準が回復しつつあること及びSDGsに言う「作る責任・使う責任」の概念の広がり等を契機として、適正な森林の管理、林業の持続性の確保を前提とした安定供給体制を山側と需要者側の連携の下で構築していく大きなチャンスを迎えている。

日本の森林が健全な姿で次世代に受け継がれていくため、持続性の確保された国産材の原木及び製品の生産、流通及び利用と国産材シェアの拡大を生産者・需要者が一体となって実現することに向けて、我々森林・林業・木材産業関係団体は率先して以下の行動を起こすことを宣言する。

- 1 海外市場の影響を受けにくく、木材需要に的確に対応できる需給構造を実現するため、都市の木造化推進法に基づく国産材のシェア拡大対策の一層の推進に対する働きかけを行うとともに国産材の安定的かつ持続的な供給体制を可能とするための原木及び製品の増産及び主伐後の再造林の着実な実行に向けた体制の整備に取り組む。
- 2 持続的な森林経営と、国産材の安定供給との両立を図るため、森林所有者が経営意欲を持って林業生産活動に取り組める持続性が確保された立木価格水準を念頭に、生産者と需要者が各々のコストを適切に転嫁することを前提とした生産・流通体制を築くとともに、「伐ったら植える」ことが約束された木材を消費者が選択し易くするための木材流通等における具体的な仕組み作りに取り組む。
- 3 2050年カーボンニュートラル、国土強靱化、地方創生などの国家的課題への対応を背景に、国産材原木・製品供給者と需要者間における相互の信頼関係をもとにESG投資などの社会的な動きも活用しつつ、国産材の優先利用と持続性の確保された国産材の原木及び製品の利用を支える国民運動の形成など国をあげた取り組みの構築に向けた働きかけを行う。
- 4 以上のような行動を支えるため、国有林を含む国、地方公共団体、産業界からの理解の醸成及び支援体制の整備に努める。

令和4年6月1日

一般社団法人日本林業協会会長

島田 泰助

全国森林組合連合会会長

中崎 和久

全国素材生産業協同組合連合会会長

日高 勝三郎

日本合板工業組合連合会会長

丹上 篤博

一般社団法人全国木材組合連合会会長

菅野 康則

一般社団法人日本林業経営者協会会長

吉川 重幹

一般社団法人全日本木材市場連盟会長

守屋 長光